

事務所通信(号外)
平成 25 年 1 月 1 日以後支払分から源泉徴収額が変更になります

平成 24 年 11 月
税理士法人 AKJパートナーズ

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

このうち、「復興特別所得税」は、平成 25 年分の所得より課税が開始されます。

今回は、この「復興特別所得税」の源泉徴収についてご説明致します。なお、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

1. 給与等からの源泉徴収

給与等につきましては、**平成 25 年 1 月 1 日以降に支払う給与等から**、「復興特別所得税」が源泉徴収されることとなりますが、徴収税額は今まで通り、「源泉徴収税額表」に基づいて算出致します。

徴収税額を算出する際は、必ず「**平成 25 年分**源泉徴収税額表」をご使用下さい。

2. 報酬からの源泉徴収

給与等と同様、報酬につきましても「復興特別所得税」が課されます。例えば、弁護士等から源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税の額は、支払金額により次のようになります。

支払金額(=A)	税額
100 万円以下	$A \times 10.21\%$
100 万円超	$(A - 100 \text{ 万円}) \times 20.42\% + 102,100 \text{ 円}$

※「弁護士報酬 111,111 円、源泉徴収税額 11,111 円、支払金額 100,000 円」として支払っている場合、平成 25 年 1 月 1 日以降は、「弁護士報酬 111,370 円、源泉徴収税額 11,370 円、支払金額 100,000 円」となりますので、ご留意下さい。(100,000 円 ÷ 0.8979 = 111,370 円)

【参考】
復興特別所得税の創設

所得税額に対する付加税として 2.1%を付加する。(課税総所得金額 × 税率 - 控除額) × (100% + 2.1%)

☞ **平成 25 年分～平成 49 年分において適用。**

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。

税理士法人 AKJ パートナーズ (Tokyo office) *住所 〒105-6027 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー27F *電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481	(代表社員)	公認会計士・税理士 公認会計士・税理士	山本 成男 吉村 史明
	(社員)	税理士 公認会計士・税理士 米国公認会計士・税理士	藤田 学 仙石 実 脇屋 忠生
(Tsukuba office) *住所 〒305-0822 茨城県つくば市初間研究学園D6街区8画地 研究学園スクウェアビル9F *電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034	(保有資格)	公認会計士 米国公認会計士 公認内部監査人 公認会計士協会準会員 税理士 AFP・税理士科目合格 社会保険労務士	9名 2名 1名 3名 12名 10名 2名
	(Fukuoka office) *住所 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F *電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351		
(事務所URL) http://www.akj-partners.com/			